令和8年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【報酬算定に係る留意事項等について】

訪問系サービス　編
（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

令和8年11月

明石市福祉局生活支援室障害福祉課

（１ページ目）

ただいまより、令和８年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【報酬算定に係る留意事項等について】の訪問系サービス編（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）について、ご説明します。

目次

１．特定事業所加算について	P．３
（１）加算請求時の確認事項	P．３
（２）特定事業所加算の算定要件	P．４
（３）体制要件（一覧）	P．５
体制要件（個別）	P．８
（４）人材要件	P. 17
（５）重度障害者対応要件	P. 23
２．令和６年度報酬改定について	P. 26
（１）居宅介護のサービス提供責任者の資格要件	P. 26
（２）行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件	P. 27
（３）通院等介助の対象要件の見直し	P. 28

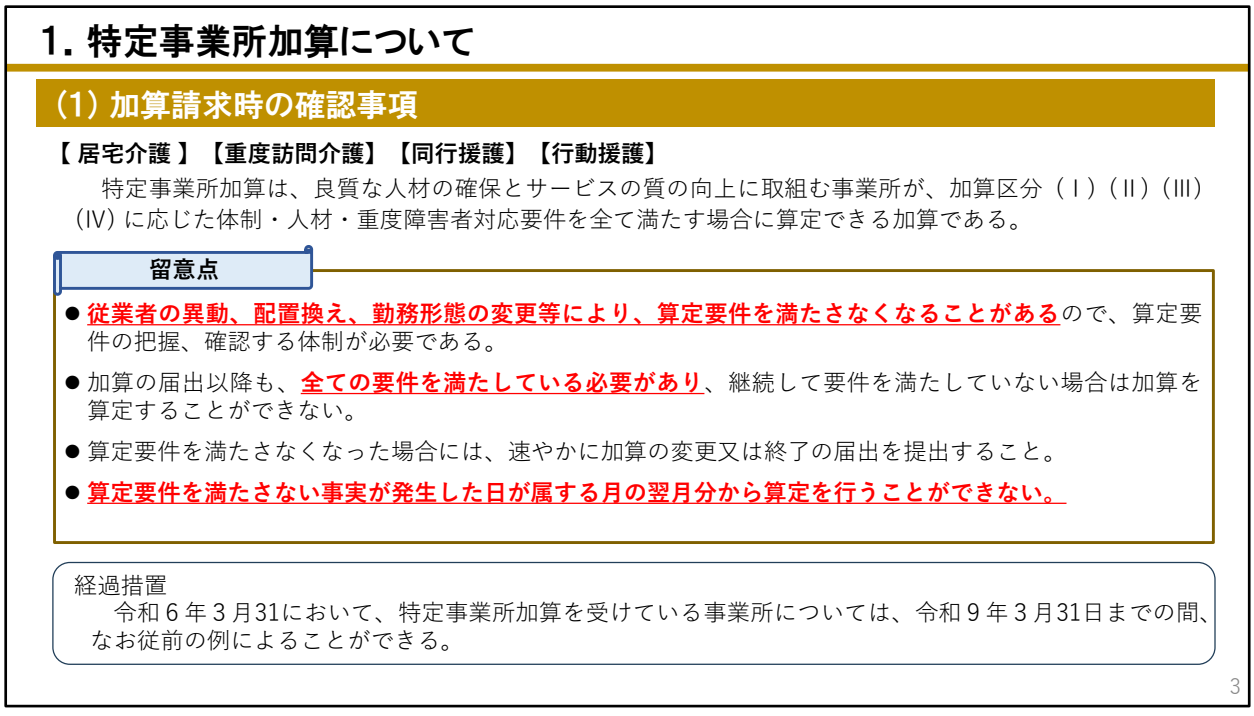
2

（２ページ目）

今回説明する内容は、目次のとおりです。これから説明する内容については、特に注意していただきたい内容についてのみ取り上げており、全ての算定要件等を説明するものではありません。

今回説明していない算定要件等についても、報酬告示や留意事項通知等の内容を確認のうえ、請求をお願いします。

また、全てのページを読み上げながら解説は行いません。適宜要点のみを説明しますので、各自で資料の確認をお願いいたします。



1. 特定事業所加算について

（1）加算請求時の確認事項

【居宅介護】【重度訪問介護】【同行援護】【行動援護】

特定事業所加算は、良質な人材の確保とサービスの質の向上に取組む事業所が、加算区分（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）に応じた体制・人材・重度障害者対応要件を全て満たす場合に算定できる加算である。

留意点

- **従業者の異動、配置換え、勤務形態の変更等により、算定要件を満たさなくなることがある**ので、算定要件の把握、確認する体制が必要である。
- 加算の届出以降も、**全ての要件を満たしている必要があり**、継続して要件を満たしていない場合は加算を算定することができない。
- 算定要件を満たさなくなった場合には、速やかに加算の変更又は終了の届出を提出すること。
- **算定要件を満たさない事実が発生した日が属する月の翌月分から算定を行うことができない。**

経過措置
令和６年３月31において、特定事業所加算を受けている事業所については、令和９年３月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3

（３ページ目）

１．特定事業所加算について（１）加算請求時の確認事項です。特定事業所加算は、良質な人材の確保とサービスの質の向上に取組む事業所が、体制要件・人材要件・重度障害者対応要件を全て満たす場合に算定できる加算です。

まずご注意いただきたいのは、従業者の異動、配置換え、勤務形態の変更等により、算定要件を満たさなくなることがあることです。従業者の変更について、管理されている方と、請求担当の方で必ず情報共有を行い、不正な請求とならないようにお願いします。

全ての要件を満たしている必要があり、算定要件を満たさない事実が発生した日が属する月の翌月分から算定を行うことができません。

なお、経過措置として、令和６年３月31日において、特定事業所加算を受けている事業所については、令和９年３月31日までの間、なお従前の例によることができます。

1. 特定事業所加算について

(2) 特定事業所加算の算定要件

当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定の単位数に加算する。

・特定事業所加算(Ⅰ)… 所定単位数の100分の20　【算定要件】(3)(4)⑨及び⑩ア～オ (5)ア～エ
・特定事業所加算(Ⅱ)… 所定単位数の100分の10　【算定要件】(3)(4)⑨又は⑩ア～オ
・特定事業所加算(Ⅲ)… 所定単位数の100分の10　【算定要件】(3)　(5)ア～エ
・特定事業所加算(Ⅳ)… 所定単位数の100分の 5　【算定要件】(3)(4)　⑩カ　(5)オ～キ
（重度訪問介護除く）

【算定要件】

(3) 体制要件（①～⑧）… サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）

(4) 人材要件（⑨～⑩）… 良質な人材の確保
⑨ 居宅介護従業者要件 等
⑩ サービス提供責任者要件

(5) 重度障害者対応要件（⑪）… 重度障害者への対応
ア～エ　重度障害者への対応
オ～キ　中重度障害者への対応

4

（４ページ目）
特定事業所加算の区分(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)に応じた算定要件の概要です。
算定要件には、（３）サービス提供体制の整備に係る体制要件、（４）良質な人材の確保に係る人材要件、（５）重度障害者への対応に係る重度障害者対応要件があります。
（４）人材要件⑨居宅介護従業者要件等、⑩サービス提供責任者要件を満たしているかによって、算定できる区分が変わります。また、（５）重度障害者対応要件を満たしているかによっても、算定できる区分が変わります。
なお、重度訪問介護には、区分（Ⅳ）はなく、区分（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のみですので、ご注意ください。

1. 特定事業所加算について

(3) 体制要件（一覧）

① 計画的な研修の実施

P.8 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
①ア	●	●	●	●	全ての従業者（登録ヘルパーを含む。以下同じ。）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している。	○	○	○	－
①イ	●	－	●	●	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している。	－	－	－	○

② 従業者の技術指導等を目的とした会議の定期的開催

P.9 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
②ア	●	－	●	●	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に（概ね１月に１回以上）開催している。	○	○	○	○
②イ	－	●	－	－	②ア 又は 利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者に対して個別に技術指導等を目的とした研修を必要に応じて行っている。	○	○	○	－

5

（５ページ目）
（３）体制要件（一覧）です。
サービスの種類、特定事業所加算の区分に応じて、体制要件①から⑧までの算定要件を表にしています。全体を理解する際に、ご活用ください。

1. 特定事業所加算について

(3) 体制要件（一覧）

③ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

P.10, 11 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
③ア	●	－	●	●	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、従業者に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始している。	○	○	○	○
③イ	●	－	●	●	サービス提供終了後、従業者から適宜報告を受けている。	○	○	○	○
③ウ	－	●	－	－	サービス提供責任者が、従業者に対し、毎月定期的に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達している。（変更があった場合も同様）	○	○	○	－

④ 医療・教育等の関係機関との連携

P.12 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
④	－	－	－	●	サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けている。	○	○	○	○

（６ページ目）
（３）体制要件（一覧）の続きです。

1. 特定事業所加算について

(3) 体制要件（一覧）

⑤ 定期健康診断の実施　（重度訪問介護は(Ⅳ)を除く）　P.13 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑤	●	●	●	●	全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に（少なくとも１年以内ごとに１回）実施している。	○	○	○	○

⑥ 緊急時における対応方法の明示　（重度訪問介護は(Ⅳ)を除く）　P.14 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑥	●	●	●	●	緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	○	○	○	○

⑦ 熟練した従業者の同行による研修　（重度訪問介護は(Ⅳ)を除く）　P.15 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑦	●	●	●	●	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	○	○	○	○

⑧ サービスの提供体制　P.16 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑧	－	●	－	－	常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っている。	○	○	○	－

7

（７ページ目）
（３）体制要件（一覧）の続きです。

1. 特定事業所加算について

(3) 体制要件（個別）

① 計画的な研修の実施

一覧に戻る

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
①ア	●	●	●	●	全ての従業者（登録ヘルパーを含む。以下同じ。）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している。	○	○	○	－
①イ	●	－	●	●	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している。	－	－	－	○

≪留意事項通知一部抜粋≫

○「研修計画を作成」については、当該事業所における従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・研修計画（個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めたもの）
・上記の研修計画に基づいた研修の実施記録（実施日時、実施内容、研修報告等）

8

（８ページ目）
①計画的な研修の実施です。
区分（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の場合、①ア　全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施することが要件です。区分（Ⅳ）の場合、①イ　全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、研修を実施することが要件です。
必要な記録として、研修計画、研修の実施記録等が必要となります。

1. 特定事業所加算について

（3）体制要件（個別）

② 従業者の技術指導等を目的とした会議の定期的開催　　一覧に戻る

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
②ア	●	－	●	●	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に（概ね１月に１回以上）開催している。	○	○	○	○
②イ	－	●	－	－	②ア 又は 利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者に対して個別に技術指導等を目的とした研修を必要に応じて行っている。	○	○	○	－

≪留意事項通知一部抜粋≫

○サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。

○サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

○会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・会議の議事録（開催日時、開催場所、出席者、会議の内容等）

・個別に実施した技術指導等の研修の記録（実施日時、実施場所、従業者、研修の内容等）

9

（９ページ目）

②従業者の技術指導等を目的とした会議の定期的開催です。

居宅介護、同行援護、行動援護については、②ア　従業者の技術指導を目的とした会議を概ねひと月に１回以上開催していることが要件です。

重度訪問介護については、②イ　先ほど説明した②ア又は、年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が個別に技術指導等を目的とした研修を実施している場合、要件を満たすことになります。

必要な記録として、研修計画、研修の実施記録等が必要となります。

1. 特定事業所加算について

（3）体制要件（個別）

③ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

一覧に戻る

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
③ア	●	－	●	●	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、従業者に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始している。	○	○	○	○
③イ	●	－	●	●	サービス提供終了後、従業者から適宜報告を受けている。	○	○	○	○
③ウ	－	●	－	－	サービス提供責任者が、従業者に対し、毎月定期的に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達している。（変更があった場合も同様）	○	○	○	－

≪留意事項通知一部抜粋≫

○「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能。

○「毎月定期的」とは、サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

10

（10ページ目）

③文書等による指示及びサービス提供後の報告です。

居宅介護、同行援護、行動援護については、③アサービス提供責任者が、留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからサービス提供を開始していること、③イ　サービス提供終了後、従業者から適宜報告を受けていることが要件です。

重度訪問介護については、③ウ　サービス提供責任者が、留意事項を文書等の確実な方法により毎月定期的に伝達していることが要件です。

1. 特定事業所加算について

（3）体制要件（個別）

③ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

一覧に戻る

≪留意事項通知一部抜粋≫

○ 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

・利用者のＡＤＬや意欲
・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
・家族を含む環境
・前回（重度訪問介護の場合、前月（又は変更があった時点））のサービス提供時の状況
・その他サービス提供に当たって必要な事項

○サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。（重度訪問介護を除く。）

≪加算算定に必要な記録の例≫

・サービス提供責任者から従業者へ文書等により伝達した留意事項の記録
・毎回のサービス提供後、従業者からサービス提供責任者へ報告したサービス提供に関する事項の記録（重度訪問介護を除く。）

11

（11ページ目）

必要な記録として、文書等により伝達した留意事項の記録、サービス提供終了後、従業者からサービス提供責任者に報告している内容の記録等が必要となります。

1. 特定事業所加算について

(3) 体制要件（個別）

④ 医療・教育等の関係機関との連携

一覧に戻る

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
④	－	－	－	●	サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けている。	○	○	○	○

≪留意事項通知一部抜粋≫

○行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書（以下「行動援護計画等」という。）の作成及び利用者に対する交付にあたっては、あらかじめ当該利用者又は家族等の同意を得て、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関の職員と連絡調整を行い、支援に必要な利用者に関する情報の提供を受けた上で行うこと。

○直接、関係機関への聞き取りが難しい場合は、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の提供を受けること。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書

・支援に必要な利用者の情報の提供を受けた記録（相手や日時、その内容の要旨、行動援護計画等に反映させるべき内容）

12

（12ページ目）

④医療・教育等の関係機関との連携です。

行動援護については、サービス提供責任者が、行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成に当たって、関係機関との連絡調整を行っていることが要件となります。

必要な記録として、行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書、関係機関から利用者の情報の提供を受けた記録等が必要となります。

1. 特定事業所加算について

(3) 体制要件（個別）

⑤ 定期健康診断の実施　（重度訪問介護は(Ⅳ)を除く）

一覧に戻る

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑤	●	●	●	●	全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に（少なくとも１年以内ごとに１回）実施している。	○	○	○	○

≪留意事項通知一部抜粋≫

○健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければならない。

○新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・従業者全員の健康診断の実施記録
・健康診断の実施計画、従業者への実施案内等（事業主の費用負担がわかる書類）
・未受診者に関する受診計画若しくは受診の希望がないことの旨

13

（13ページ目）
⑤定期健康診断の実施です。
全ての従業者に対し、少なくとも１年以内ごとに１回健康診断等を定期的に実施していることが要件となります。
必要な記録として、健康診断の実施記録等が必要となります。

1. 特定事業所加算について

（3）体制要件（個別）

⑥ 緊急時における対応方法の明示　（重度訪問介護は(Ⅳ)を除く）

一覧に戻る

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑥	●	●	●	●	緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	○	○	○	○

≪留意事項通知一部抜粋≫

○「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。

○なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書（重要事項説明書等）

14

（14ページ目）

⑥緊急時における対応方法の明示です。

緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付、説明していることが要件となります。

必要な記録として、重要事項説明書等が必要となります。

1. 特定事業所加算について

(3) 体制要件（個別）

⑦ 熟練した従業者の同行による研修　（重度訪問介護は(Ⅳ)を除く）

一覧に戻る

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑦	●	●	●	●	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。	○	○	○	○

≪留意事項通知一部抜粋≫

○「熟練した従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・新規採用従業者及び同行者の氏名、研修実施日時、研修内容等を記載した記録

15

（15ページ目）

⑦熟練した従業者の同行による研修です。

新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していることが要件となります。

必要な記録として、研修内容等の記録が必要となります。

1. 特定事業所加算について

（3）体制要件（個別）

⑧ サービスの提供体制

一覧に戻る

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑧	－	●	－	－	常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っている。	○	○	○	－

≪留意事項通知一部抜粋≫

○「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っている」とは、前月の実績において夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、運営規程に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となって事業所をいう。

○なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずに　サービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・サービス提供実績記録票など、夜間、深夜、早朝のどの時間帯においてもサービス提供していることがわかるもの

16

（16ページ目）

⑧サービスの提供体制です。

重度訪問介護については、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていることが要件となります。サービスが提供できない場合、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出の提出をお願いします。

必要な記録として、サービス提供実績記録票等が必要となります。

1. 特定事業所加算について

（4）人材要件

⑨ 居宅介護従業者要件 等

P.18 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑨ア	●	●	－	●	次のいずれかの要件を満たすこと ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び１級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前３月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上	○	●※1	－	－
⑨イ	－	－	●	－	⑨アのいずれか 又は次のいずれかの要件を満たすこと ・同行援護従業者の総数のうち同行援護従業者養成研修の課程を修了した者及び国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上 ・視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して、障害者総合支援法第78条第1項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものの占める割合が100分の20以上であること。	○	●※1	－	－

※(Ⅱ)の人材要件については、※１（⑨）又は※２（⑩その１及び⑩その２）のどちらかを満たすこと。

17

（17ページ目）
（４）人材要件の⑨居宅介護従業者要件等です。
区分（Ⅱ）については、⑨の要件を満たすか、⑩その１及び⑩その２の要件を満たす必要があります。

1. 特定事業所加算について

（4）人材要件

⑨ 居宅介護従業者要件 等

≪留意事項通知一部抜粋≫

○介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び１級課程修了者の割合については、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

○なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。

○「常勤の従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業者が対象となる。

○「常勤の従業者」とは、事業所で定めた勤務時間（１週間に勤務すべき時間数が32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）のすべてを勤務している従業者をいう。

○前年度の実績が６月に満たない事業所については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

○前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・資格者証

・毎月の介護福祉士等の割合の計算表等（割合の計算の根拠となる人数等がわかるもの）

18

（18ページ目）

居宅介護従業者要件等についての、留意事項通知一部抜粋です。

必要な記録として、資格者証、毎月の介護福祉士等の割合の計算表等です。

従業者が変更となる場合、算定要件を満たさないことがありますので、毎月必ず確認するようにお願いします。

1. 特定事業所加算について

（4）人材要件

⑩ サービス提供責任者要件　その１

P.20 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑩ア	●	－	－	－	全てのサービス提供責任者が、３年以上の実務経験を有する介護福祉士又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは１級課程修了者である。	○	●※2	－	－
⑩イ	－	●	－	－	全てのサービス提供責任者が、⑩ア 又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者である。	○	●※2	－	－
⑩ウ	－	－	●	－	全てのサービス提供責任者が、⑩ア 又は３年以上の実務経験を有する国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等である。	○	●※2	－	－
⑩エ	－	－	－	●	全てのサービス提供責任者が、⑩ア 又はサービス提供責任者のうち１人以上が中核的人材養成研修の修了者である。	○	●※2	－	－

※(Ⅱ)の人材要件については、※１（⑨）又は※２（⑩その１及び⑩その２）のどちらかを満たすこと。

19

（19ページ目）

（４）人材要件の⑩サービス提供責任者要件その１です。

区分（Ⅱ）については、⑨の要件を満たすか、⑩その１及び⑩その２の要件を満たす必要があります。全てのサービス提供責任者がサービスの種類に応じた算定要件を満たすことが要件となります。

1. 特定事業所加算について

（4）人材要件

⑩ サービス提供責任者要件　その１

≪留意事項通知一部抜粋≫

○「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

○「５年以上の実務経験を有する実務者研修終了者、介護職員基礎研修終了者若しくは１級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、１級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、１級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、本要件に含むものとする。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・資格者証
・実務経験証明書
・全てのサービス提供責任者が要件に該当することを示す一覧等

20

（20ページ目）

必要な記録として、資格者証、実務経験証明書、全てのサービス提供責任者が要件に該当することを示す一覧等が必要となります。

従業者が変更となる場合、算定要件を満たさないことがありますので、毎月必ず確認するようにお願いします。

1. 特定事業所加算について

（4）人材要件

⑩ サービス提供責任者要件　その２

P.22 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑩オ	●	●	●	●	人員基準により１人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を２名以上配置している。	○	●※2	－	－
⑩カ	●	－	●	●	人員基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が２人以下の事業所であって、人員基準により配置することとされているサービス提供責任者を配置し、かつ人員基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置している。	－	－	－	○

※(Ⅱ)の人材要件については、※１（⑨）又は※２（⑩その１及び⑩その２）のどちらかを満たすこと。

21

（21ページ目）

（４）人材要件の⑩サービス提供責任者要件その２です。

区分（Ⅱ）については、⑨の要件を満たすか、⑩その１及び⑩その２の要件を満たす必要があります。

区分（Ⅳ）については、⑩カの要件を満たす必要があります。

1. 特定事業所加算について

（4）人材要件

⑩ サービス提供責任者要件　その２

≪留意事項通知一部抜粋≫

○（⑩オ）指定障害福祉サービス基準第５条第２項（第７条において準用する場合を含む。）の規定により常勤のサービス提供責任者を２人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を１人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすこととなるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を２人以上配置しなければならない。

○（⑩カ）指定障害福祉サービス基準第５条第２項（第７条において準用する場合を含む。）の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が２人以下の事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置しなければならない。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・毎月の勤務形態一覧表等（人員基準にるサービス提供責任者の配置要件及び配置状況等がわかるもの）

22

（22ページ目）

必要な記録として、毎月の勤務形態一覧表等が必要となります。

従業者が変更となる場合、算定要件を満たさないことがありますので、毎月必ず確認するようにお願いします。

1. 特定事業所加算について

(5) 重度障害者対応要件

⑪ 重度障害者対応要件　その１（重度障害者への対応）

P. 25 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑪ア	●	－	－	－	前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者の総数のうち障害支援区分５以上である者、喀痰吸引等を必要とする者※3並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の30以上である。	○	－	○	－
⑪イ	－	●	－	－	前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者の総数のうち障害支援区分５以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者※3の占める割合が100分の50以上である。	○	－	○	－
⑪ウ	－	－	●	－	前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分５以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者※3の占める割合が100分の30以上である。	○	－	○	－
⑪エ	－	－	－	●	前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分５以上である者、喀痰吸引等を必要とする者※3及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の30以上である。	○	－	○	－

※３　割合の計算において、参入できるのは、社会福祉士及び介護福祉法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限られる。

23

（23ページ目）

（５）重度障害者対応要件の⑪重度障害者対応要件その１（重度障害者への対応）です。

区分（Ⅰ）（Ⅲ）については、⑪ア～エの要件を満たす必要があります。

1. 特定事業所加算について

(5) 重度障害者対応要件

⑪ 重度障害者対応要件　その２（中重度障害者への対応）

P. 25 参照

番号	居宅	重訪	同行	行動	算定要件（概要）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
⑪オ	●	－	－	－	前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者の総数のうち障害支援区分４以上である者、喀痰吸引等を必要とする者※3並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が100分の50以上である。	－	－	－	○
⑪カ	－	－	●	－	前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分４以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者※3の占める割合が100分の50以上である。	－	－	－	○
⑪キ	－	－	－	●	前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分４以上である者、喀痰吸引等を必要とする者※3及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の50以上である。	－	－	－	○

※３　割合の計算において、参入できるのは、社会福祉士及び介護福祉法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限られる。

24

（24ページ目）

（５）重度障害者対応要件の⑪重度障害者対応要件その２（中重度障害者への対応）です。

区分（Ⅳ）については、⑪オ～キの要件を満たす必要があります。

1. 特定事業所加算について

(5) 重度障害者対応要件

⑪ 重度障害者対応要件　その１及びその２共通

≪留意事項通知一部抜粋≫

○前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

○本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。）を必要とする者の人数を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。

○前年度の実績が６月に満たない事業所については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

○前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。

≪加算算定に必要な記録の例≫

・算定要件に係る割合の計算表等（前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者の総数、重度障害者等の人数等がわかるもの）

25

（25ページ目）

⑪重度障害者対応要件その１及びその２共通の留意事項通知一部抜粋です。

必要な記録として、算定要件に係る割合の計算表等が必要となります。

従業者が変更となる場合、算定要件を満たさないことがありますので、毎月必ず確認するようにお願いします。

2. 令和6年度報酬改定について

（1）居宅介護のサービス提供責任者の資格要件

○居宅介護のサービス提供責任者については、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、令和６年３月31日をもって廃止となった。

○併せて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する」という措置も廃止となった。

居宅介護のサービス提供責任者の資格要件

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修の１級課程修了者（看護師等の資格を有する者を含む。）
・~~居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする~~　暫定措置廃止

26

（26ページ目）
２．令和６年度報酬改定について（１）居宅介護のサービス提供責任者の資格要件です。
令和６年３月31日をもって、サービス提供責任者として、居宅介護職員初任者研修課程修了者を配置する暫定措置が廃止となりました。ご注意ください。

2. 令和6年度報酬改定について

（2）行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件

○行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件における「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置は、令和 9 年 3 月 31 日 まで延長し、その後廃止。

行動援護のサービス提供責任者の資格要件

・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、３年以上知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に従事した者

・令和９年３月31日までの間、令和３年３月31日において、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修の１級課程修了者（看護師等の資格を有する者を含む。）、居宅介護職員初任者研修修了者であって３年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に５年以上従事した経験を有する者

行動援護の従業者の資格要件

・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、１年以上知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に従事した者

・令和９年３月31日までの間、令和３年３月31日において、介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に２年以上従事した経験を有する者

27

（27ページ目）

（２）行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件です。

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について、定められた実務経験のほか、行動援護従業者養成研修等修了者である必要があります。令和３年３月31日において、介護福祉士、実務者研修修了者等であって、定められた実務経験が有する者は、令和９年３月31日までの間、従事可能となっています。

経過措置対象事業所においては、令和９年３月31日までに、行動援護従業者養成研修等の受講をお願いします。

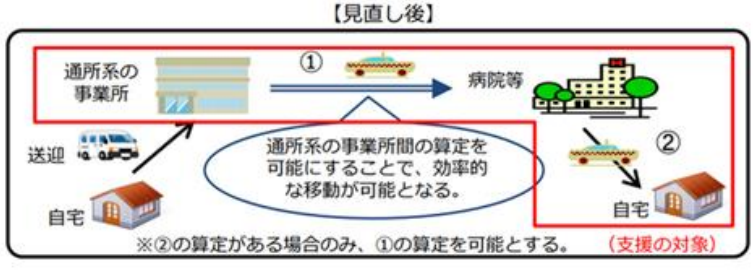
2. 令和6年度報酬改定について

(3) 通院等介助等の対象要件の見直し

居宅介護の通院等介助等について、留意事項通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定することができる。

≪留意事項通知一部抜粋≫

○目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス、指定通所支援、地域活動支援センター、（中略）日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。



28

（28ページ目）

（３）通院等介助等の対象要件の見直しです。

居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定することができることになっています。

「訪問系サービス編」の説明は、以上で終了です。

報酬請求に当たっては、今回説明した内容以外の内容も含めた算定要件を満たす必要があります。算定要件を満たさない請求は、不正請求となります。今後も引き続き適切な事業所運営、報酬請求を行っていただきますよう、重ねてお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。